

清瀬市日中一時支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第8号の規定に基づき、日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、障害者及び障害児（以下、「障害者等」とする。）を一時的に指定事業所で預かり、障害者等に対する日中活動の場所の提供、見守り等を行うことにより障害者等及び障害者等を日常的に介護している家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日中一時支援事業 障害者等を日常的に見守り又は介護を行う家族が、疾病、冠婚葬祭、就労、レスパイト等により、一時的な休息が必要になった時に障害者等を一時的に預かり、日中活動の支援を行うこと。
- (2) 指定事業所 日中一時支援事業を実施する事業所
- (3) 介護者 指定事業所で見守り等の支援が必要となった障害者等の日中活動を支援する者（事業者）

第4条 事業者は、次の各号に規定する条件を満たし、かつ事業運営を適切に行うことができると市長が認め、市に登録されたものとする（以下「指定事業所」という。）。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けて居宅介護、生活介護又は短期入所を実施していること。
- (2) 共有部分を除く事業実施スペースが、定員1人につき5㎡以上確保されていること。
- (3) 指定事業所の定員は、1日につき8名以内とする。
- (4) 障害者等2名につき介護者1名以上の配置が可能なこと
- (5) 午前8時から午後8時までの間で事業の実施が可能なこと
- (6) 原則として平日及び土曜日又は日曜日、祝日について事業の実施が可能なこと

2 介護者の必要資格は、介護福祉士又は法第28条に規定する障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護又は行動援護の資格要件を満たしている者、または清瀬市移動支援事業実施要領第6条第4項に規定する資格を有する者とする。

(対象者)

第5条 市内に住所を有する者であって、一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めた、学齢児以上から65歳未満（誕生月の末日まで）の障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者（児）
- (2) 知的障害者（児）
- (3) 精神障害者（児）
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 前項の第2号又は第3号に規定する対象者が18歳未満の児童で、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない場合は、知的障害又は精神障害等が確認できる診断書等を提示しなければならない。

3 施設入所・共同生活援助・重度訪問介護の支給決定を受けている者は対象とならない。

4 対象者は当該事業を利用している時間帯については、居宅介護などの障害福祉サービス、児童福祉法によるサービス、移動支援事業などの地域生活支援事業を利用できない。また短期入所中、入院中の者も利用できない。

(申請)

第6条 事業の利用を希望する障害者等又はその保護者（以下、「申込者」という。）は（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼地域生活支援給付費支給申請書により申請するものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査して利用の適否を決定し、その旨を地域生活支援事業支給決定（却下決定）通知書により当該申込者に通知するものとする。

(取消)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、前条に規定する利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が第5条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、清瀬市地域生活支援事業利用取消決定通知書により申込者に通知するものとする。

(利用日数)

第9条 事業の利用日数は、1か月当たり7日間を上限とする。

1 1日1時間以上4時間以下は半日扱いとし、4時間を超え8時間以内であれば1日扱いとする。

※ただし、同一事業所の利用に限り、1日に複数回利用した場合でも合算時間が4時間を超え8時間以内であれば1日扱いとする。

2 利用単位は30分を単位とし、15分未満は切り捨て15分以上を切り上げる。ただし、給付費の算定は利用時間1時間からとする。（別表1）

3 利用時間は午前8時から午後8時までの間で、1日の利用は最長8時間までとする。

市がやむを得ない事情により8時間を超える利用が必要と認めた場合は、8時間を超えた利用ができるが、8時間を超えて利用した場合は2日と計算する。（別表2）

(利用方法)

第10条 第7条の規定により利用の決定を受けたものは、市に登録された指定事業所と直接契約をして必要なサービスを受けるものとする。

(費用の負担)

第11条 利用の決定を受けた者は、利用者負担額として規定する利用料の1割を事業所に支払うものとする。

2 市長は、利用の決定を受けた者の属する世帯が、別表4の所得区分の生活保護又は低所得に該当するものは、事業の利用に要する費用を無料とする。世帯の範囲は別表3のとおりとする

3 市長は、別表1に掲げる単価に利用時間数を乗じた額から第1項に規定する利用者負担額を差し引いた額を算出し、給付費として指定事業所に支払うものとする。

4 指定事業所は事業を実施した月の翌月10日までに、市長に対し、請求書に日中一時支援事業利用報告書を添付し、請求するものとする。

5 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を審査のうえ、費用を支払うものとする。

6 サービスの利用者負担額以外に発生する事業所の施設使用料、食事代、活動に伴う材料費などの諸経費の支払いは事業所と利用者の個別の契約によるものとする。

7 市の定めるサービス提供時間 午前8時から午後8時以外の支援及び1日8時間を超えた支援の費用負担額は、利用者と事業所の個別の契約によるものとする。ただし、市がやむを得ない事情と判断した場合はその限りではない。

(指定事業所の遵守事項)

第12条 指定事業所は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう勤務体制を整えておかなければならない。

2 指定事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は市長及び家族等に速やかに連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業所は、利用者へのサービス提供に関する記録を、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

4 指定事業所及び介護者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

別表1（第11条第3項）

| | |
|-------------|---|
| 30分あたり 850円 | 30分を単位とし、15分未満は切り捨て15分以上を切り上げる。ただし、給付費の算定は1時間（利用時間45分以上）から発生する。 |
|-------------|---|

別表2（第9条第3項）

| | |
|-------------------|---|
| 1か月の上限 利用日数7日間 | <p>1日の利用は1時間～8時間まで（利用時間は午前8時～午後8時まで）。</p> <p>1日1時間以上4時間以下は半日扱いとし、4時間以上8時間以内であれば複数回利用しても1日換算とする。※ただし、同一事業所の利用に限る。</p> <p>1日に利用できる時間は8時間までだが、市がやむを得ない事情と認められた場合は8時間を超過して利用できる。8時間を超過して利用した場合は「2日」とする。</p> |
|-------------------|---|

別表3（第11条第2項）

| 区分 | 世帯の範囲 |
|-----|------------------|
| 障害者 | 利用者とその配偶者 |
| 障害児 | 保護者の属する住民基本台帳の世帯 |

別表4（第11条第2項）

| 所得区分 | 世帯の収入状況 | 利用者負担額 |
|------|-------------|--------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | ※市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般 | ※市町村民税課税世帯 | 利用料の1割 |